

## 運営理事会協議結果

【市長専決処分事項指定の件の一部改正について】

協議結果（平成21年12月1日運営理事会）
<p>（多数意見）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 改正案のとおり改正すること</li></ul>
<p>（少数意見）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 改正を行わないこと</li></ul>

議第 号議案

市長専決処分事項指定の件の一部改正

市長専決処分事項指定の件（昭和28年3月2日議決）の一部を次のように改正する。

平成 年 月 日提出

市会運営委員会委員長名

第1号中「提起」の次に「(第4号及び第5号に規定するものを除く。)」を加え、第2号中「和解」の次に「(第5号に規定するものを除く。)」を加え、第3号中「第4号」を「第5号」に改め、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号中「係る」の次に「訴えの提起(支払を請求する使用料の額が5,000,000円以下のものに限る。)」を加え、同号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 訴訟物の価額が5,000,000円以下の地方自治法第240条第1項に規定する債権の徴収に係る訴えの提起(次号に規定するものを除く。)に関すること。

#### 提 案 理 由

訴訟物の価額が5,000,000円以下の債権の徴収等に係る訴えの提起を市長専決処分事項に指定するため、市長専決処分事項指定の件の一部を改正したいので提案する。



(7)  
—— (本文省略)  
(6)

## 議員提出議案の審査方法

【平成21年12月1日運営理事会協議結果】

項目		内容
1	議案発送・上程	12月11日開催の本会議席上配付・同日上程
2	提案理由説明	委員会協議に基づく提案のため省略
3	質 疑	
4	委員会付託	
5	討 論	

(参考) 市会運営委員会申し合わせ・確認事項 (抜粋)

### 5 議員提出議案について (H11.9.8)

- (1) 常任・運営委員会における発議 (請願・陳情に係るものを含む。) に係る審査が終了したもの及び団長会議等の協議が終了したものは、委員会等の終了後、速やかに提出することとし、その取扱いについては、原則として、本会議で即決とする。